

諸証明コンビニ交付サービスなど さらなる窓口サービスの充実を図ります

令和3年1月から導入するオープンシステムの稼働に合わせ、次のとおりコンビニ交付サービスを開始するとともに、駅・公民館連絡所（以下「連絡所」という。）及び本庁舎等の窓口業務サービスの拡充と見直しを実施します。

1 連絡所における諸証明交付サービスを拡充します【資料1-2参照】

オープンシステムの導入と戸籍システムの稼働対応により、連絡所において取得できる諸証明について、市役所の開庁日によらず、取得できる範囲を拡大し、年末年始（公民館は月1回の休館日を含む）を除く毎日、取得できるようにします。なお、コンビニ交付サービスの開始に伴い、駅連絡所における水曜日夜間（夜8時まで）の取扱いを中止します。



2 コンビニ交付サービスを開始します【資料1-3参照】

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から、年末年始を除く毎日、午前6時30分から午後11時まで、住民票の写し等の証明書を取得できるサービスを開始します。



3 土日開庁日の設定等を見直します【資料1-2参照】

土日開庁において取扱いの多い諸証明の交付は、連絡所及びコンビニ交付の利用を促すとともに、開庁日の設定を「第2土曜日を除く土曜日及び第2土曜日の翌日日曜日」から「第2土曜日及び第4日曜日」に見直します。

また、窓口繁忙期の３月下旬及び４月上旬は、開庁日をそれぞれ１日追加するなど、必要な申請や届出を支障なく行うことができるようにします。

開庁日の見直しに際して、市民税課や高齢介護課など、取扱いの少ない業務や時期が限定される業務の取扱いについて併せて見直します。

４ おくやみコーナーを設置します【資料１－４参照】

戸籍住民課に、死亡後の手続に関する新たなワンストップの窓口「おくやみコーナー」を設置します。



現在作成中のハンドブック

問い合わせ

行政経営課行政経営担当 電話 ０４６３（８２）５１０２

戸籍住民課総合窓口担当 電話 ０４６３（８２）５１２７